

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成31年4月21日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「図書情報館の事務分掌（平成31年度。起案・決裁文書を含む）および人事課よりの提出依頼の文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年5月31日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおりに特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示部分」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ・平成31年4月10日付け起案「職員事務分掌の作成について」
- ・人事課長から各部局主幹課（企画管理室）長、各行政委員会事務局長、議会議務局総務課長及び水道局総務課長宛てに発出した平成31年3月26日付け人号外「人事関係書類の提出について（依頼）」
- ・図書・公文書課日々雇用職員作業分担表（2019年度）
- ・2019年度 図書・公文書課 事務分掌業務【全体・ワーキング】
- ・2019年度 図書・公文書課 事務分掌業務【総合】
- ・2019年度 図書・公文書課 事務分掌業務【公文書・地域研究係】
- ・2019年度 図書・公文書課 事務分掌業務【資源整備係】

（2）開示しない部分

非常勤の嘱託職員及び日々雇用職員の氏名

（3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、令和元年8月31日、本件決定を不服として、行政不服審査法（

平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示の県職員の氏名を開示するとの裁決を求める審査請求を行った。

4 諮問

令和2年11月17日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示の県職員の氏名を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示情報でないため

(2) 意見書

ア はじめに

2020年度より会計年度任用職員制度がスタートし、図書館においては、館長を除く旧嘱託職員及び旧日々雇用職員の全員が会計年度任用職員に移行した。職員録では会計年度任用職員の氏名は掲載されているため、彼らの業務は全く変わっていないにもかかわらず、旧嘱託職員及び旧日々雇用職員であった者は、公文書において昨年までは不開示であったが、会計年度任用職員となった途端、今年から開示される取扱いとなった。

かくの如く実施機関の公にする意思というものは恣意的なものである。会計年度任用職員制度のスタートとともに、これまで不開示の非正規職員の氏名を開示することとしたのは、そのことを実施機関が認めたものと考えてよさそうである。

不開示の県職員の氏名は、個人識別情報であるから、条例第7条第2号ただし書の問題に帰着する。奈良県情報公開条例の解釈運用基準(以下「解釈運用基準」という。)の条例第7条第2号の【解釈・運用】では、ただし書アは、「個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示として保護する必要性に乏しいと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである」(解釈運用基準26頁)と説明されている。

よって、条例第7条第2号ただし書アに当たるかどうかは、実施機関が公にする意思をもって氏名を情報提供したか否か、つまり、実施機関が本件不開示の職員の氏名を公にしているかではなく、実際に当該氏名が公になっているか否かの事実に基づき判断されるべきである。

平成19年度(行情)答申第65号では、ホームページや刊行物に現に搭載されている場合には、公表慣行が認められており、名古屋高裁判決平成17年(行コ)58号においては、公共図書館に保管されている新聞記事は、条例若しくは

慣行により、公共図書館において原則誰でも閲覧できる状態にあると認められるから、記事中の氏名についても、新聞記事を閲覧することにより誰でも知り得る状態におかれていることになるから、公開すべき情報に当たると判示している。

イ 不開示の非常勤嘱託職員について

図書館の嘱託職員は、通常4月から翌年3月までの1年間の任用で、職員録に無い非常勤嘱託職員（ただし、障害者枠の職員は除く。以下同じ。）の氏名は、正規職員・常勤嘱託職員と同様、メールマガジン、月刊大和路ならら、報道資料、奈良新聞、奈良県立図書館報 芸亭、ナラヲヨムなど、さまざまなメディアで公表慣行が認められる。このうち、メールマガジン、報道資料、奈良県立図書館報 芸亭、ナラヲヨムは図書館の編集発行になるものであり、月刊大和路ならら、奈良新聞の書評は、図書館との提携により毎月掲載されているものである。

そして、これらの雑誌、新聞等は、不特定多数の者に広く知られる状態に置かれていることが認められる。月刊大和路ならら、奈良新聞、奈良県立図書館報 芸亭、ナラヲヨムは、図書館のホームページで閲覧できる。

報道資料は報道機関向けの資料であっても、県政情報センター備付けの報道資料簿冊で誰でも閲覧することができるから、公になっていると解される。

月刊大和路ならら、奈良新聞、メールマガジンの書評はすべて、図書館の決裁を受けており、個人の著作物とはいえ、記名によって図書館職員としての存在を証する。よって、書評は職務命令に基づく図書館職員としての業務であり、正規職員と嘱託職員が順番でローテーションを組んで行なっていて、繰り返し氏名は公になっており、決して個別的な事情に留まらない。

奈良県立図書館報 芸亭、ナラヲヨムは、図書館で発行している雑誌で、分掌した職員の氏名は公表する慣行であり、決して個別的な事情に留まらない。

また、全職員が顔写真付きの職員証を着用し、誰かわかるように業務をしている図書館においては、その氏名は、不特定多数の公衆の知るところとなっている。

本件不開示の非常勤嘱託職員は、〇〇、□□であるところ、両名は平成27年度の奈良県立図書館報十周年記念誌に名前があるだけでなく、その後も継続して図書館報職員として氏名が公表されており、2019年現在も図書館報職員であることは公になっている。

以上から、不開示の非常勤嘱託職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、プライバシーを侵害するおそれはないので、条例第7条第2号のただし書アに該当する。

ウ 不開示の日々雇用職員について

不開示の日々雇用職員のうち情報資源整備係の△△は、平成29年度まで非常勤嘱託職員で、平成29年度末で非常勤嘱託職員としての任用を打ち切られたため、平成30年度から日々雇用職員になった者である。この者は、日々雇用職員募集の業務内容にある、図書の貸出、返却等の受付業務、図書整理業務、情報機器の利用者に対する操作説明、図書館の上記以外の館内サービス、受付カウンターの業務とは異なる、従前同様の嘱託職員としての業務を継続している。そのためイの非常勤嘱託職員と同様に氏名が公になっている。平成27年度の奈良

県立図書館情報館報十周年記念誌に名前があるだけでなく、その後も継続して図書館情報館職員として氏名が公表されており、2019年現在も図書館情報館職員であることは公になっている。

審査請求時点で、△△以外の日々雇用職員、●●●、■●■、▲▲、○○○、□□□、△△△、●●●●、■●●■、▲▲▲、○○○○、□□□□、△△△△、●●●●●も、2018年8月から奈良新聞の「私の一冊」を順番で担当し、その氏名が公にされている。

本件審査請求以降も日々雇用職員の担当は継続され、結果的に2020年3月に退職した1名を除き、すべての司書である日々雇用職員が、「私の一冊」において氏名を公にした。よって、決して個別的な事情に留まらない。「私の一冊」は図書館情報館の決裁を受けており、個人の著作物とはいえず、記名により図書館情報館職員としての存在を証する。

ゆえに、不開示の司書の日々雇用職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、プライバシーを侵害するおそれはないので、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

エ 諮問の時期について

本件審査請求の提起は2019年5月31日であるところ、諮問日は2020年11月17日であり、約1年半経過しており、簡易迅速な手続である行政不服審査法の趣旨に悖るものである。

オ 事務局について

情報公開審査会（以下「審査会」という。）は事務局を通して実施機関に確認するのを常としているところ、事務局とは法務文書課県政情報公開関係の別名である。県政情報公開関係は実施機関の一部であり、開示決定に当たり主務課と合議する。つまり、事務局と実施機関は一体である。特に、開示不開示の決定は県政情報公開関係の専権事項で、主務課に訊ねても、不開示は県政情報公開関係が決めた、開示しない部分と開示しない理由は県政情報公開関係が記載したのでわからない、といわれるのが常である。この現実を審査会は認識して事務局を通して実施機関に確認しているのか、公平性、客観性が担保されているか、疑問なしとしない。

カ まとめ

不開示の非常勤嘱託職員及び日々雇用職員の氏名は公になっており、条例第7条第2号ただし書アにあたり不開示情報ではない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

実施機関では、職員の人事異動が行われた際に所掌事務に係る担当を定め、それを記載した事務分掌表を作成している。本件では、実施機関が保有している、平成31年度の事務分掌に係る文書を開示請求の対象文書として特定した。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

本件不開示情報は、これらを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていないが、当該公務員等の氏名が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、本号のアが適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

実施機関が氏名を公表する慣行がある場合又は公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

この点、奈良県職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載されている。職員録は、毎年発行され、販売等の方法により公にされていることから、当該職員録に掲載されている職員の氏名は、慣行として公にされているものとして開示されているが、非常勤嘱託職員及び日々雇用職員の氏名については、業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して、職員録に掲載していない。

また、実施機関は、平成27年度に、奈良県立図書情報館十周年記念誌（以下「記念誌」という。）を発行しており、記念誌には、平成27年10月1日までに図書情報館に在籍していた、非常勤嘱託職員を含めた全職員の氏名が掲載されている。しかし、本件開示請求は、平成31年度の文書を対象としており、記念誌に氏名が掲載されている非常勤嘱託職員及び日々雇用職員が必ずしも平成31年度において継続して実施機関に在職しているとは限らず、平成27年度の記念誌の名簿と一致しているとも限らないことから、公にされているとは解されず、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、非常勤嘱託職員及び日々雇用職員の氏名は条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関では、職員の人事異動が行われた際に所掌事務に係る担当を定め、それを記載した事務分掌表を作成している。

本件行政文書は、図書情報館全体、各課別及び各係別に作成した、平成31年度の事務分掌表であり、実施機関の職員の氏名とともにそれぞれの担当業務等が記載されている。

3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件行政文書に記載された非常勤嘱託職員（以下「本件非常勤嘱託職員」という。）及び日々雇用職員（以下「本件日々雇用職員」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとし

ている。

本件非常勤嘱託職員及び本件日々雇用職員の氏名は、これを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

そうすると、非常勤嘱託職員及び日々雇用職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題となる。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、非常勤嘱託職員については、その業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して職員録に掲載するか否かを個別に判断しており、日々雇用職員については、その勤務条件を勘案して職員録には掲載していないとのことであった。

そこで、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、本件非常勤嘱託職員及び本件日々雇用職員の氏名は掲載されていなかった。

また、職員録以外において、実施機関の非常勤嘱託職員及び日々雇用職員の氏名を実施機関が慣行として公にしているかについて、審査請求人は、実施機関が発出した報道資料及びメールマガジン並びに実施機関の職員が寄稿した雑誌及び新聞において、本件非常勤嘱託職員及び本件日々雇用職員の氏名が記載されている旨主張している。

そこで、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、一部の展示イベントに係る報道資料については、非常勤嘱託職員の氏名を記載したうえで報道機関に配布したが、報道機関との連絡用として当該イベントの担当者の氏名を記載しているものであって、報道等において非常勤嘱託職員の氏名が公にされた事実はなく、実施機関のホームページにも掲載していないとのことであった。

また、メールマガジン並びに雑誌及び新聞については、これらに掲載された記事は書評や歴史文化等に係る解説（以下「書評等」という。）であって、司書である一部の非常勤嘱託職員及び日々雇用職員が自らの知見を活かして執筆した著作物であり、その執筆者として署名しているものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、書評等への署名は、その内容を考慮すると、書評等の執筆者として行ったものであると考えるのが相当であり、個別的な事情にとどまるものと認められることから、司書である非常勤嘱託職員及び日々雇用職員の氏名について、実施機関が発出したメールマガジン並びに非常勤嘱託職員及び日々雇用職員が寄稿した雑誌及び新聞に掲載されていることをもって、実施機関が本件非常勤嘱託職員及び本件日々雇用職員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

これらのことから、本件非常勤嘱託職員及び本件日々雇用職員の氏名は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、また、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件非常勤嘱託職員及び本件日々雇用職員の氏名は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件非常勤嘱託職員及び本件日々雇用職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

| 年 月 日 | 審 査 経 過 |
|---------------------------|----------------------------|
| 令和 2年11月17日 | ・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。 |
| 平成 2年12月18日 | ・ 審査請求人から意見書が提出された。 |
| 令和 3年 8月 3日 (第254回審査会) | ・ 事案の審議を行った。 |
| 令和 3年10月 1日 (第255回審査会) | ・ 事案の審議を行った。 |
| 令和 3年11月26日 (第256回審査会) | ・ 答申案の取りまとめを行った。 |
| 令和 4年 3月31日 | ・ 実施機関に対して答申を行った。 |

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

| 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|-----------------|----------------------------------|------|
| いろめよしお 以呂免義雄 | 弁護士 | 会長代理 |
| くぼ ひろこ 久保 博子 | 奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学） | |
| こたに まり 小谷 真理 | 同志社大学政策学部准教授（行政法） | |
| のだ たかし 野田 崇 | 関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法） | 会 長 |
| ほそみみえこ 細見三英子 | 元産経新聞社記者 | |